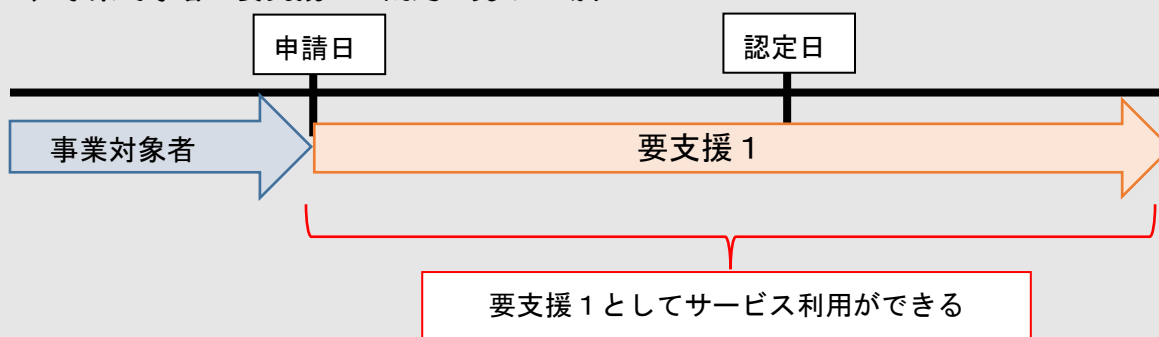


茨木市の総合事業について

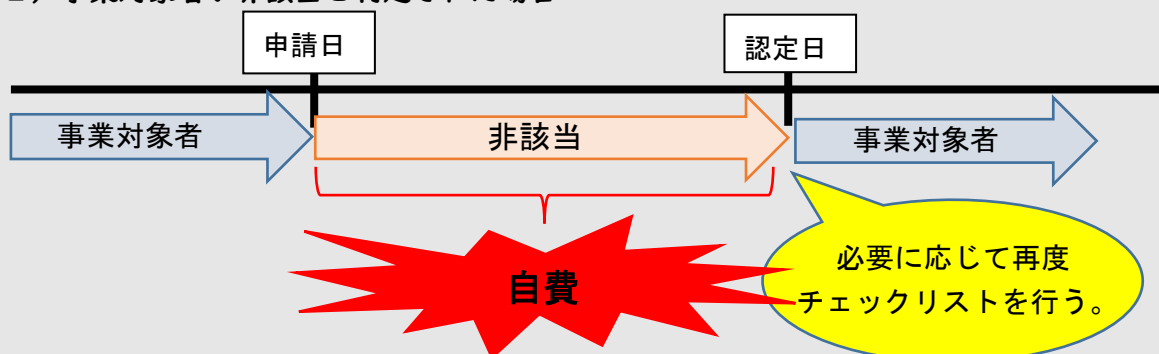
■事業対象者の有効期間：茨木市は、事業対象者の有効期間はなし（令和元年11月から）

※事業対象者が、要介護認定または要支援認定を受けた場合は、要介護認定又は要支援認定が効力を生じた日より、事業対象者を無効とします。また、申請をしたものの、非該当と判定された場合も、申請日より事業対象者を無効とします。

例1) 事業対象者が要支援1の認定を受けた場合



例2) 事業対象者が非該当と判定された場合



■茨木市における支給限度額の考え方

総合事業	予防給付	
事業対象者	要支援1	要支援2
<p>予防給付の要支援1の限度額（5,032単位）とする。</p> <p>※利用者の状態（退院直後で集中的にサービス利用することが自立支援につながるケースなど）によっては、予防給付の要支援1の限度額を超えることも可能である。その場合であっても、上限額は、要支援2の支給限度額を超えることは想定していない。</p>	5,032単位	10,531単位

〈事業対象者の限度額引き上げについて〉

事業対象者が一時的に限度額を引き上げる場合は、以下の書類を茨木市（長寿介護課）に提出し、市の承認を得る必要があります。

- ・総合事業対象者における一時的な区分支給限度額変更申請書
- ・介護予防サービス・支援計画書
- ・サービス担当者会議の要点 等

※要支援2相当のサービスを利用する必要がある場合は、支給限度額（5,032単位）を超えない場合も上記の提出と承認が必要です。